

覚えていますか？

自転車利用者の
皆さんへ



自転車のルール・マナー

～もう一度確認してみましょう～

ルール1 信号に従わなければなりません

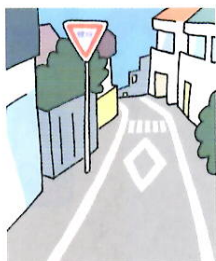
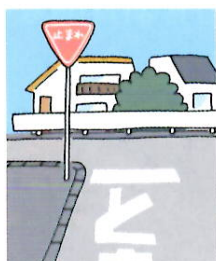
歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合

	車両用信号機	歩行者用信号機
車道を通行している自転車	×	○
歩道を通行している普通自転車	×	○

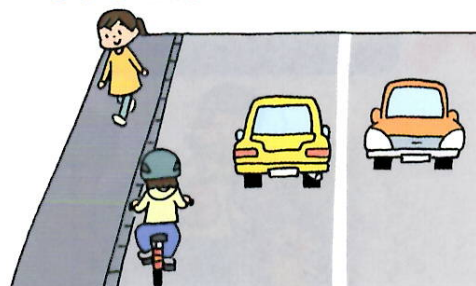
歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示がない場合

	車両用信号機	歩行者用信号機
車道を通行している自転車	○	×
歩道を通行している普通自転車	×	○

ルール2 道路標識・標示に従い、一時停止やすぐに停止できるような速度で通行するなどして、安全を確認しなければなりません



ルール3 車道と歩道がある道路では、原則、車道を通行しなければなりません



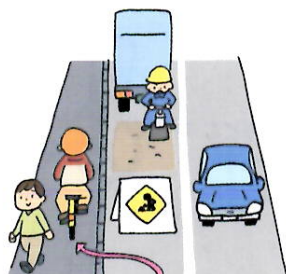
歩道を通行することができる場合

🚲 道路標識・標示で指定されているとき

🚲 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき

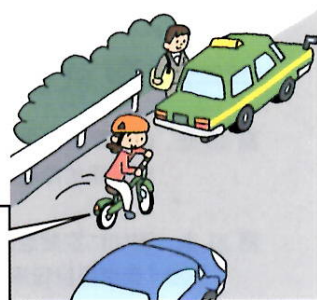


🚲 自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき



ルール4 車道を通行するときは、左側を通行しなければなりません

進路を変更するときは後方を確認しましょう

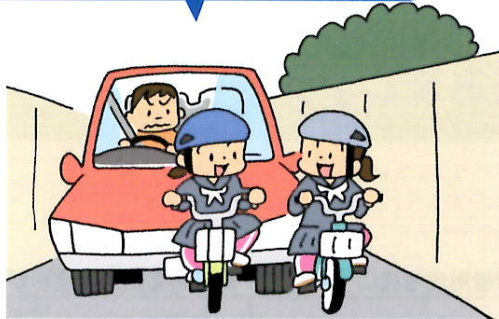


ルール5 歩道を通行する場合は、車道寄りをすぐ停止できるような速度で通行し、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、止まらなければなりません

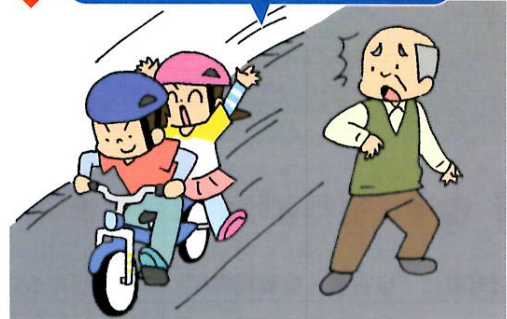
これはダメ ぜったいやめよう！



他の自転車と並んで
走行してはなりません



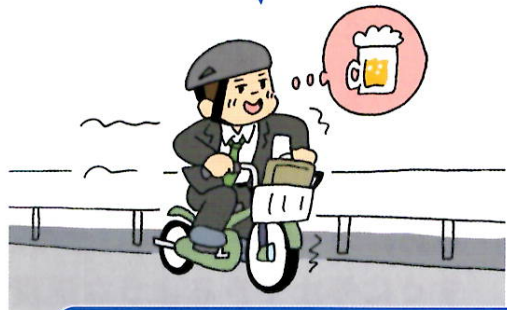
自転車で二人乗りを
してはなりません



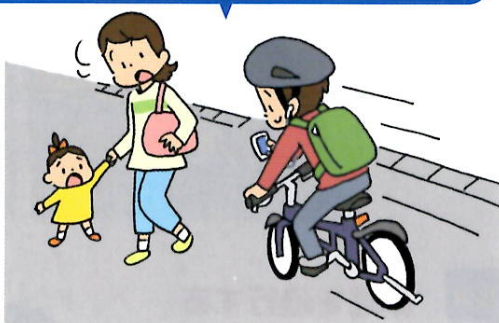
傘差し運転をしてはなりません



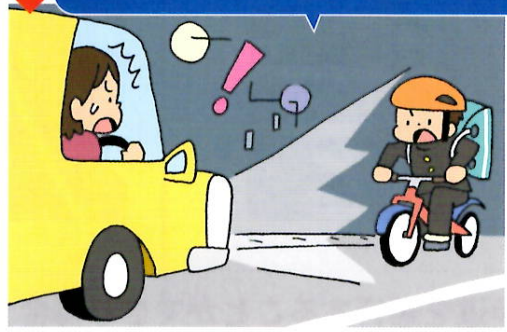
酒気を帯びて自転車を
運転してはなりません



スマートフォン等の画面を注視して
運転してはなりません



夜間や暗い場所では
前照灯を点灯させなければなりません



東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

第 19 条 自転車利用者は、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとされています

第 21 条 適切に定期点検された自転車を利用するように努めなければなりません

▶▶▶ 「東京都自転車点検整備指針」を参考にしてください。

第 27 条 交通事故で生じた他人の損害を賠償できる保険等に参加するよう努めなければなりません

▶▶▶ 個人賠償責任保険は、傷害保険、火災保険、自動車保険等の特約として契約することができます。また、コンビニエンスストアやインターネット等を利用して加入できる自転車向け保険のほか、自転車安全整備店で加入できるTSマーク付帯保険もあります。



「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では、賠償責任保険への加入やヘルメットの着用などの規定を設けています。詳細は交通安全課まで。

東京都 自転車条例

検索